

# 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和元年11月20日  
千葉県教育庁  
企画管理部教育総務課  
電話 043-223-4142

## 1 改正理由

人事委員会勧告に基づき、給料表、期末勤勉手当及び住居手当の改定を行うもの。

## 2 改正内容

### (1) 給料表

初任給及び若年層の給与月額の上上げ改定

### (2) 期末・勤勉手当

一般職員の年間支給月数0.05月分の上上げ

現行 4.45月分 ⇒ 改定後 4.5月分

### (3) 住居手当

ア 手当の支給対象となる家賃額の下限を上上げ

現行 12,000円 ⇒ 改定後 16,000円

イ 手当額の上限を上上げ

現行 27,000円 ⇒ 改定後 28,000円

## 3 施行期日

2(1)については、平成31年4月1日

2(2)については、令和元年12月1日

2(3)については、令和2年4月1日